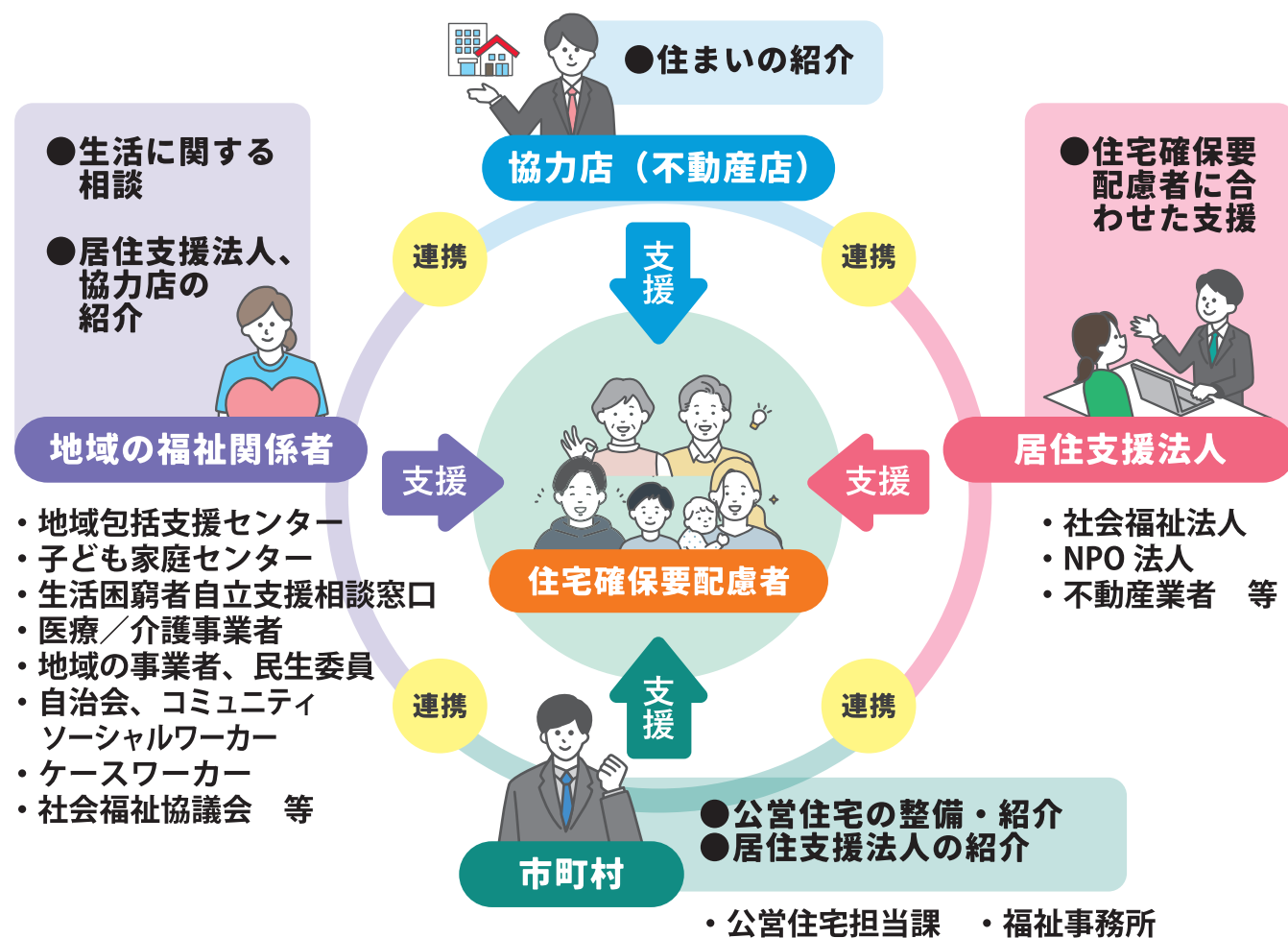


住宅セーフティネット制度のイメージ

～居住支援法人、協力不動産会社、福祉関係者、市町村などが連携して、あなたの住まい探しを支援します～



1

高齢者などの住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅として登録された物件を「セーフティネット住宅情報提供システム」から検索し、住まいを探すことができます。

<https://www.safetynet-jutaku.jp>



2

①でも住まいが見つからない場合は「居住支援法人」の支援を受けることで、住まいが見つかる場合があります。居住支援法人とは、住宅確保要配慮者の賃貸住宅への入居に関する情報提供・相談や見守り等の生活支援などの居住支援を行う法人であり、「住宅セーフティネット法」に基づき、都道府県が指定する法人です。

宮城県内の居住支援法人を探す

・ <https://www.pref.miyagi.jp/documents/37455/2024panph.pdf>
(宮城県ホームページ)



みやぎ住まいづくり協議会
(宮城県土木部住宅課)

電話：022-211-3256 FAX:022-211-3297

Email：juutakup@pref.miyagi.lg.jp 発行：令和7年1月

住まいが見つからなくてお悩みの方へ
ご存知ですか？

住宅セーフティネット制度

住まいについてこんな悩みはありませんか？



「住宅セーフティネット制度」とは？

高齢者、障がい者、低額所得者、外国人、子育て世帯などのお住まいに困っている方（住宅確保要配慮者）に安心して住まいを確保してもらえるよう、賃貸住宅の供給を促進することを目的に設立された制度です。

住宅セーフティネット制度は、以下の3つの柱から成り立っています。



住宅セーフティネット制度 3つの柱のイメージ

凡例 ○ 法人が支援していることを示します
● 「○」の中でも相談や支援等を多く取り扱っていることを示します